

# 第23回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 2 3 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 8 年 5 月 2 5 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 6 番 加山和義委員 8 番 田中明委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
議案第 5 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第 5 協議事項 ① 6 月の農業委員会総会の日程について  
② 平成 2 9 年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出について  
③ 平成 2 9 年度農林関係税制改正に関する要望について  
④ 利用状況調査の実施体制等について  
⑤ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午前 1 1 時 3 0 分

出席委員（10名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 柴崎幸夫君  | 2番  | 畑中昭二君 |
| 3番  | 加藤親次郎君 | 4番  | 吉田武司君 |
| 5番  | 山田春雄君  | 6番  | 加山和義君 |
| 8番  | 田中明君   | 9番  | 萩原正弘君 |
| 10番 | 富澤貢一君  | 11番 | 石田秀樹君 |

---

欠席委員（1名）

7番 齋藤定男君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

それでは、第23回和光市農業委員会の総会を始めさせていただきます。

齋藤委員より欠席の旨、連絡がありました。

本日は、提出議案が5件と、協議事項がありますので、どうぞ慎重審議よろしくお願いたします。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より農業委員会総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最近、だんだん暑くなってきました、これから農作業等も暑い中大変で、熱中症とか常に気をつけていただきたいと思います。

また、先日の消費生活の会、私は、都合で欠席しまして申し訳ありませんでした。

それでは、第23回和光市農業委員会総会を開催したいと思います。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 では、まず、議事録署名委員ですが、6番、加山和義委員、8番、田中明委員に  
お願いたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号、農地法第4条の許可申請承認について補足説明を  
させていただきますと思います。

農地法第4条は、市街化調整区域内の農地を、自己所有のまま自己資金で駐車場や宅地など農地以外のものに転用する場合の許可申請になりまして、県知事の許可が必要になります。実際の許可権者は県知事となりますが、まず当該農地のある市町村の農業委員会において案件について審議をし、その審議による意見を参考に、県知事が許可、不許可を判断する形になっております。

それでは、本案件の申請に至る経緯ですが、本申請地は土地所有者のAさんが耕作し、農地として維持してきましたが、このたび近隣の方々、主に申請地の東側にある会社、Bに勤める方々が、月極駐車場として整備してほしいという嘆願書を提出してきたということで、申請者の資金で25台分の月極駐車場を造成し、必要としている方々に賃貸したいという内容になります。

こちらのBですが、今回の申請地の東側にございまして、利用状況を目視で確認したところ、通勤用の乗用車やダンプ、重機等がとまっております。こちら代理人に確認したところ、今回の申請地には重機は置かず、乗用車のみをとめるということで確認しております。

転用の概要についてご説明いたします。

利用計画図をご覧ください。

土地の利用計画としましては、申請地は東側及び南側が道路と接道し、接道部分はブロック等を積まず、全て出入りが可能となります。場内全体は掘削後20センチの厚さで碎石を敷き、転圧します。あわせて場内から出入り口に向かって掘削をしながら道路にすりつけて砂利を敷いて仕上げます。北側隣地境界はブロック3段を新設し、西側隣地境界は既存コンクリートブロックを利用する部分と、自己所有の畑との境界は新設でコンクリートブロックを3段設置する部分と併用します。

前面道路との境界については、道路安全課と協議し、南側の接道部分については新設でL型側溝を設置いたします。また、防犯灯を3カ所、場内に設置する予定です。

それでは、農地法4条の許可基準について、本案件と照らし合わせながら順番に説明いたします。

まず、申請目的実現の確実性についてでございます。こちらがほかの法令の条件をクリアしているか、転用計画に係る資金の調達ができているかということですが、今回何か建物を建てるということがないので、都市計画法や建築基準法などの他法令との調整は必要ございません。また、計画に係る資金調達については、工事見積書とその額を上回る残高証明書を提出いただいておりますので、問題ありません。

2つ目ですが、計画面積の妥当性になります。こちらは農地の保護と確保を図るため、転用面積が必要最小限かどうかということになりますが、土地利用計画図に示された配置で問題ないかと思しますので、こちらも問題ないという形になります。予定台数の収容分の嘆願書も提出されておりますので、妥当な面積と判断できると思います。

続きまして、周辺農地、生産条件への影響ですが、隣地農地は自己所有地であり、影響は少ない見込みとなります。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、こちらは転用により土砂の流出や堆積、崩壊、日照、通風などの耕作に影響を与えない措置があるかということですが、敷地境界にはブロックを積む予定で計画してございまして、誓約書において計画どおりの利用を確約しておりますので、問題ないと思います。

隣地の農地の所有者の同意になりますが、今回、隣地の農地は自己所有地でございますので、同意書はございません。

最後に、農地の区分になりますが、農地法施行規則第46条、宅地化の状況が、住宅等または公共施設が連担している程度に達する区域に近接する区域、市街化区域からおおむね500メートル以内にある農地であり、面積が10ヘクタール未満という状況でありますので、転用が可能な第2種農地と判断することが可能です。

以上が許可基準についてでございます。

補足説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人を呼んでおりますが、その前に、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○柴崎議長 よろしいでしょうか。いいですか。

加藤委員。

○加藤委員 ちょっと確認したいんですが、ここには月極の駐車場となっておりますけれども、何か話を聞いていると一括貸しみたいな形になっているんですが、実際にはどちらでしょうか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） こちらは月極駐車場ということで、ここにある利用計画図の形で25台分のロープで区分けして、月極駐車場という形で個々に貸します。賃貸借契約を個人で結ぶということですので、25台分の嘆願書を、主にBさんの社員ということではありますけれども、

そういう形で提出してもらっています。

○柴崎議長 一般の人も借りられるわけなんですね。

○事務局（青木） もちろん一般の方も借りられる形になっています。

○柴崎議長 加藤委員、いいですか。

○加藤委員 はい。

○柴崎議長 それでは、ほかによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、参考人の方に入ってくださいと思います。

（参考人入室）

○参考人（C） 失礼します。

○柴崎議長 どうぞ。

ご紹介いたします。申請人、Aさんの代理人といたしまして、行政書士のCさんに来ていただきました。

Cさん、本日はご苦労さまです。

○参考人（C） よろしく申し上げます。

○柴崎議長 まず、概要の説明していただきまして、それから、委員からの質問にお答えするようお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

○参考人（C） このたび、A様、4条の許可申請をさせていただきました。その理由としては、申請地のちょうど道向かいなんですけれども、そちらの事業所のほうの従業員の方々が通勤に使う車を置く場所、駐車場をぜひ開いてほしい、そういう要望がございました。また、その数も相当な数になりましたものですから、駐車場を開設したい、そういう意向でございます。

また、A様自身、ことし75才ということで、高齢ということでございます。息子様も農業やっという程度なんですけれども、以前のように働けなくなった、お手伝いする程度になったということなので、事業を縮小していきたいと、そういう意向で今回、駐車場を開設するという事になったわけでございます。

○柴崎議長 よろしいですか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、質問をお答え願いたいと思います。

質問ある方、挙手をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 一応、月極駐車場という形で申請されていますが、この社員の方の占める割合と  
いうのはどのくらいですか。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) 今のところ従業員の方々でいっぱいでございますけれども、一般の方が借り  
たいということなら門戸を閉ざすという趣旨ではございません。

現在は、嘆願書にいただいておりますのは、その従業員の方でございます。

○加藤委員 何かそうすると月極駐車場という意味合いではないと思いますが。ただ形式的に  
こういう月極で契約しているというだけで、全部一括貸しとほとんど変わらないんじゃない  
かなと思うんですが、いかがでしょう。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) 確かに、現在はそういう希望はございますけれども、先ほどお話ししました  
ように、一般の方からも借りたいという要望があれば、まだ開設しておりませんので、開設  
した段階で希望があれば、貸し出す予定です。一般の方が使うこともやぶさかではない、そ  
ういう意味でございます。

○加藤委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 通勤用の車ということなんですが、反対側が事業所みたいなんですが、事業所の  
車が入ってしまうということはあるんでしょうか。

○参考人(C) 今のところ、それは考えておりません。あくまでも通勤用の車ということに  
なります。事業所用の車ということになると、かなり高価な車両になるかなと思うんですけ  
れども、そうなりますと、現在の状態ですと、ろくに囲いもございませんので、盗まれると  
いう可能性もあります。そういう意味で、日常の通勤の一時的なものですね、仕事が終わる  
までの駐車場、そういうものを考えております。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 もう一点いいですか。

ということは、通勤用ということは、夜間になると全部いなくなってしまうということ  
でしょうか。

○参考人（C）　そうです。ちょっと不用心で置けないと思います。

○石田委員　わかりました。

○柴崎議長　ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

畑中委員。

○畑中委員　現状今この25台というのは、どこか借りているんですか。25台分嘆願書が出ているということですが、現状どこに置いているんでしょうか。

○参考人（C）　今はその事業所の中で処理しております。そういう意味で非常に大変だと。事業用の車もありますから、それを朝、通勤してきて出し入れをいちいちやらなきゃいけない。日中は、ですから従業員の車は事業所の中に置くという形になります。仕事が終わってくると、今度その車を一旦出し入れして、入替えをしなければならぬ、そういう状態でございます。

○柴崎議長　いいですか。ほかに質問ある方。

すみません、ちょっと私から。

この駐車場に関しまして、仲介の不動産屋はいるんですか。

○参考人（C）　契約はお願いしています。

○柴崎議長　では、1台1台個人契約で不動産屋が仲介して、地主さんと個人が契約するのか、それとも会社で一括契約するんですか。

○参考人（C）　個人で契約します。

○柴崎議長　会社はどちらですか。

○参考人（C）　Dさんをお願いしていると聞いております。

○柴崎議長　それから、ないとは思いますが、後から建物を建てるとかそういうことは絶対ないですね。

○参考人（C）　ええ、建築物は建てないですね。

○柴崎議長　Aさんのほうにも迷惑かかりますので、許可された場合、それは絶対、遵守するようお願いします。

それから、この周り結構通学路が多いと思うんですけれども、朝の、通学時間帯に、車の出入りに対しまして、十分注意をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○参考人（C）　はい。通学時間帯の車の出入りについて、注意するような形で、契約書に記載したいと思います。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(「もう一点いいか」の声あり)

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 コンビニエンスストアが近いですから、自動販売機が設置しているのはいないですね。

○参考人(C) 自動販売機は、Aさんのほうで今は考えていないと思います。

○加藤委員 なければいいんですが。

○柴崎議長 ほかに質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、質問ないので、本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○参考人(C) どうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、委員の皆さん方のご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 添付書類なんだけれども、この根抵当権者の同意書というのがございますよね。

これはどんな方なんですか。関係者だったりするのか、個人を指しているのか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局(青木) こちらEになるんですけども、根抵当権関係の同意書になります。

○加山委員 転用することに関しての同意書ということですか。

○柴崎議長 もともと根抵当権をつけていたのだと思います。

○加山委員 つけてあったということですか。

○事務局(青木) 転用する時に、根抵当権が設定されている場合、同意が必要になるということになります。

○柴崎議長 そうらしいです。

○加山委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかにご質問ある方。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、採決に移りたいと思います。この議案につきまして、許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件の農地法第5条の許可申請は、賃貸人の自己資金により駐車場を造成後、賃借人と賃貸借契約を設定するという転用許可申請で、農地法第4条許可申請と同じような内容になります。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、賃貸人は高齢により耕作することが困難となっており、転用できないかと考えておりました。そんな折、練馬区で貨物運送業を営む賃借人が、現在練馬区で借りている駐車場が立ち退くこととなり、賃借人が練馬区内で代替地を探していたところ見つからず、昨年からは光市内で代替地を探しているということを知り及び、賃貸人の費用で駐車場を造成後、賃貸借契約を行うという内容で合意に至り、申請いたしました。

続いて、今回の転用の概要についてご説明いたします。

議案書の和光市下新倉5丁目駐車場平面図をご覧ください。

申請地は、西側を開口部としており、出入り口を10メートルの幅で設け、奥行き10メートルのところまでアスファルト舗装をいたします。敷地境界は、重量ブロックを3段から5段積みで設置し、場内を囲い、出入り口部分は5段積みの計画です。場内は砕石を20センチの厚さで敷き、転圧します。

前面道路との境界については、道路安全課と協議しており、特段の措置は必要ないとのこと。こちらの駐車場に4トントラック7台、2トントラック10台、普通自動車5台を駐車する予定です。

続きまして、賃借人のFなんですけれども、こちらは貨物運送業を主たる業務としており、事業所は練馬区高野台二丁目\*\*番\*\*号で、駐車場を全部で5カ所借り入れておりますが、

そのうち練馬区にある1つの駐車場が立ち退くこととなり、代替地を探していたという形になります。

続いて、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは建物を設置する予定はなく、他法令との調整は不要であります。計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しており、問題ありません。

次に、計画面積の妥当性ですが、凶面のような使用方法、駐車の方法で妥当な面積と考えられます。

次に、周辺農地、生産条件への影響ですが、隣接する農地は南側になりますが、ブロックを設置する予定で、砂利等の飛散や排気ガス等、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、トイレ、水道は設置しない予定であり、こちらも影響は少ない見通しです。

次に、隣地農地所有者についてですが、転用計画についての内容を説明の上、何ら意義なく土地所有者のGさんの同意を得ております。

次に、農地区分についてですが、農地法施行規則第43条第1号、水道、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存在することに該当し、原則転用可能な第3種農地と判断できます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に関しましても参考人の方に来ていただいておりますが、その前に、ご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 どうぞ、おかけください。

○参考人（I） 失礼します。

○柴崎議長 ご紹介いたします。

議案第2号に関しまして、参考人といたしまして、DのHさんとIさんにお越しいた

ました。

Hさん、そしてIさん、本日はどうもありがとうございます。

当委員会では、農地に関しての転用が出た場合、参考人の方に来ていただきまして概要を説明していただき、それから、委員からの質問にお答えいただくことになっておりますので、ご協力お願いいたします。

それから、発言は指名してからお願いいたします。

それでは、概要の説明をお願いいたします。

○参考人（I） 私が説明いたします。

○柴崎議長 Iさん、お願いします。

○参考人（I） DのIと申します。よろしくお願いします。

では、今回、こちらの下新倉五丁目のJ様の土地を農地転用ということで申請させていただくに当たりました経緯に関して説明させていただきます。

かねてよりJ様から、J様はもうご高齢ということもございまして、農地としてこのまま耕作を続けていくことが非常に難しいということで、ご相談を弊社のほうにいただきまして、その上で弊社といたしまして、貸し土地として照会をかけさせていただいておりました。

そういった中、今回、F様、こちらが今借りていらっしゃる東京都練馬区の土地が立ち退きに伴い閉鎖、駐車場が閉鎖してしまうということで、土地を探していただいております、そういった中、こちらの和光市のJ様の土地が非常に条件としてもよろしいということで、今回F様がこちらの土地をお借りしたい、駐車場として使わせていただきたいという話をいただきまして、J様、F様、双方ご理解、ご納得いただいた上で、今回農地転用ということで駐車場利用としてさせていただいた経緯となっております。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問がある方、挙手をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 この近くに学校ができたばかりなんです、この車の出入り等の時間帯というのは、主に朝晩とか限られた時間でしょうか。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） 駐車場の出入りに関しましては、基本的には朝晩といえますか早朝、そうですね、普段は日中の出入りを考えております。深夜帯ですとかそういった形での利用という

のは、現状では特に考えてはおりません。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 こちらの大きい通りが多分、渋滞が多いと思うので、こちらの通学路のほうへ抜けるという形になると非常に困るんです。それをちょっと確認したいんですが。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） そうですね、今回、和光市で探されていらっしゃったということに関しては、今回F様が運送業をやられていらっしゃいまして、和光市のインターが非常に近いということも理由の一つにございまして、今回こちらの土地を希望されていらっしゃったという経緯がございます。そのため、裏道というよりかインターに続く大きな通りのほうをメインに通行されるということでお話は頂戴しております。

○加藤委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 南側が畑になっているみたいですが、ブロックは設置するみたいですが、照明はつけるのでしょうか。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） そうですね、隣地、G様の土地が南側に面しております。そちらに関しては、土留ということでブロック積みさせていただきまして、ブロックに関しては、一応見えている分に関しては3段予定しております。

ただ、照明に関しましては、現状として先ほど申し上げましたが、日中のお車の出入りということで検討しておりますので、現状として照明の設置に関しては、今のところお話としては出ておりません。設置は考えておりません。

○柴崎議長 いいですか。

石田委員。

○石田委員 防犯灯とかそういうのも一応ないということによろしいんですか。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） そうですね、今回の工事に関しましては、周辺をブロック積みさせていただくという形で考えてはおりますが、防犯灯も含めた照明設置に関しては現状のところ検討しておりません。

○石田委員 ありがとうございます。

○柴崎議長 よろしいですか。

○石田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。ございませんか。

すみません、私から。

既存で使用中の閉鎖されるという駐車場は、練馬区の大体どの辺でしょうか。

○参考人（I） F様の。

○柴崎議長 ええ、そうです。大体の場所で結構です。

○参考人（I） 練馬区の高野台に。

○柴崎議長 本社の近くということですか。

○参考人（I） そうです、はい。

○柴崎議長 そちらからこっちに移ってくると。

○参考人（I） はい。

○柴崎議長 それから、ちょっとこの図面で、南側ですが、これブロックだけですよね。これ車とめた場合、後ろに、荷台というか出ないですか。

○参考人（I） 今回の造成に当たりまして、J様ご負担の工事という形では、土留含めたブロック積みを考えさせていただいています。ただ、利用に当たりましては、実際にお車が隣地にはみ出してしまうのですとか、そういった可能性もありますので、それに関してはF様、ご契約者様にてブロックの上からフェンスを設置する工事を予定しております。

○柴崎議長 その辺のところをちゃんと契約段階で図面を出してください。計画変更になると、審議する内容が変わりますので。

○参考人（I） そうですね、そちらは契約上、賃貸人が行う工事の部分を図面に記載いたしました。

○柴崎議長 だけれども、こちらに申請に対して、そういうことをやるということは一応明確にしてもらわないと、計画変更に該当すると許可できなくなる可能性がありますから、完成した時の図面を提出してください。

○参考人（I） はい、わかりました。

○柴崎議長 それから、この出入り口なんですけれども、端に寄っていますが、空いている所は、何か将来的に建物を置くとかそういうことはないですか。

○参考人（I） 道路側に面している面に関しては約20メートルで、そのうち南側の10メートルを入口という形でアスファルト舗装を考えております。北側の10メートルに関しましては

確かにブロックで覆わせていただいて、お車をとめられるような状況にさせていただきます。

ただ、あくまでもF様、お客様に関しては、駐車場ご利用という形で紹介しております。お客様に関しても十分調整区域ということで、こちらからもお勧め再三させていただいておりますので、建築される、将来的にもされることはまずないという形でお願いはさせていただいた上での契約となっています。

○柴崎議長 一般的には真中に入口つけるのが普通だと思います。建築はできないということはお存じだと思うので、遵守するようお願いいたします。

それと、出入り口は、フェンスとか門扉を設置しないですか。

○参考人（I） 現状といたしまして、入口部分に関してはアスファルト仕上げでのご提供という形で考えておりまして、特に防犯上も含めた門扉ですとかそういった形の設置は考えておりません。

○柴崎議長 そうですか。わかりました。

ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、質問ないので、本日はどうもご苦労さまでした。

○参考人（I） ありがとうございます。

○参考人（H） ありがとうございます。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、この議案に関しまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に関しまして、許可相当ということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

この議案は承認されました。

---

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 続いて補足説明をお願いいたします。

○事務局(青木) こちらは、和光市が農業経営基盤強化促進法に基づいて定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中の利用権設定というものになります。

今回の利用権設定は新規で設定するもので、貸付人のKさんが、最近腰が悪くなってきており、以前のように耕作できないということで農業委員会に相談があり、農家だよりで募集したところ、借受人のLさんから申出があり、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年間という使用貸借の設定を行う形になります。

具体的な手続としましては、農業委員会の審議の結果、決定を得た場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利の設定の効力が生じることになります。

それでは、利用集積を受ける際の要件について説明いたします。

計画の内容が市の基本構想に適合していると認める条件が5つあり、全て満たしていることが必要となります。

1つ目が、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められることですが、今回、権利の設定を受けるLさんが所有している農地の耕作利用状況につきましては、5月18日に地元の農業委員である田中委員にご同行いただき、現地を確認していただきました。ただいま写真をお返ししておりますので、ご確認いただければと思います。

2点目は、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるという点ですが、Lさんは、現在年齢が66歳で年間農業従事日数は300日であります。奥様は年間農業従事日数が250日、息子さんは年間農業従事日数が200日でともに従事しており、常時従事していると認められます。

3点目は、利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作を行うことができると認められることですが、こちら通作距離が約1キロですので、問題ないと思われれます。

4点目は、農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められることについてですが、本人が認定農業者という点と保有機械等の状況から問題はありません。

5点目は、農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるということになりますが、60歳未満の息子さんがおりますので問題ないということで、5点全ての要件を満たしている形になります。

補足説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に関しましては、現地調査をされた田中明委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

○田中委員 それでは、報告させていただきます。

Lさん所有の耕作地等を、事務局さんとともに現地を見てまいりました。

健全な農業経営をされているということを確認をいたしました。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に関しまして、ご意見やご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

#### 議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○柴崎議長 続きまして、議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、それと、関連がありますので、議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、28年度の活動計画なんですが、委員からのご質問等あったらお願いいたします。

ございませんか。

27年度で違反転用とか幾つかあったけれども、あれってどういうあれなんですか。是正0.13ヘクタール、これどういう違反転用。

○事務局（青木） こちらは議案になりました件で、MさんとNさんのところでございます。

○柴崎議長 是正したということ。

○事務局（青木） はい。農地転用により是正がされたという形になっております。

○柴崎議長 ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、来月、いつまでに連絡すればいいでしょうか。

○事務局（青木） そうですね、何か修正点とか意見等ございましたら、来月の総会で間に合いますので、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ということで、何か気がついたことございましたら。

○吉田委員 すみません、1つ確認したいんですけども。27年度の違反転用が0.78で、是正されたのが0.13なんですか。今度の目標が0.78と同じ数字なんですけれども、0.13引かなくてもいいんですか。

○柴崎議長 では、事務局お願いします。

○事務局（青木） こちらの0.78は、0.13を引いた数字になっておりますので、元の違反転用が0.91だったということになります。また、28年度の0.78は目標の数字ではなく、現在の数字を記載することになっております。それから、27年度の点検・評価と28年度の目標に記載したものが、両方とも平成28年3月現在の数字を記載した形になります。

（発言する者あり）

○柴崎議長 事務局お願いします。

○事務局（高橋） 追加説明いたします。

平成27年度の点検・評価に書いてあります最後のページの違反転用への適正な対応の現状及び課題のところに書いてあります違反転用面積の0.78ヘクタールですが、これは今現在の違反転用面積ということで、平成27年度の実績を差し引いた数字が0.13ヘクタールという形になっております。ので、平成28年度の活動計画にもあります違反転用の面積というのは今現在の0.78ヘクタールということで、これは先ほどの点検・評価のところと一緒に数字になっております。

○柴崎議長 平成28年3月と同じ数字ということですか。

○吉田委員 0.13を引いたのが、平成27年度の点検・評価と平成28年度の目標の違反転用面積に載っているということですね。

○柴崎議長 そうです、そういうことです。

いいですか。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、平成27年度の点検・評価につきましては、来月の総会まで意見をお願いいたします。次に、平成28年度の活動計画の採決に移りたいと思います。この議案に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。よって、この議案は承認されました。

---

### ◎協議事項

#### ①6月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項、6月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項1の6月の農業委員会総会の日程についてですが、6月24日金曜日、28日火曜日を提案させていただきます。開始時刻は、いずれも午前9時半から、もしくは午後2時からで、会場は第2委員会室となります。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 24日か28日で。どちらか。

○富澤委員 24日はちょっと都合悪い。28日にしてください。

○柴崎議長 28日がよろしいですか。

では、28日でお願いします。午前、午後どっちがよろしいですか。

(「どっちでもいい」「どちらでも大丈夫です」の声あり)

○柴崎議長 どちらがよろしいでしょうか、午前、午後。

午後にしますか。定例だと午後です。

では、28日の午後2時からでお願いいたします。

---

#### ②平成29年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出について

○柴崎議長 続きまして、2番、平成29年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(高橋) 協議事項2の平成29年度県農地利用最適化に関する意見の提出について説

明いたしますが、その前に、本日お配りいたしましたクリップどめさせていただいているこちらのA4の用紙をご覧いただけたらと思います。

先ほどの活動計画、点検・評価と同様に、議案書と一緒にお配りしておけばよかったんですが、当日の配布になってしまって申し訳ございませんでした。次回より議案書と一緒に配付できるように注意したいと思います。

それでは、説明に移らせていただきますが、これまで毎年農業施策に関する建議を実施してまいりましたが、平成28年4月1日より農業委員会ネットワーク機構の業務として、農地利用の最適化に関する意見の提出等が法律に位置づけられたため、県内農業委員会に対して農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人埼玉県農業会議から依頼があったものになります。農業会議が各農業委員会からの意見を取りまとめ、常設審議会において審議をした上で、9月に県知事に対して意見を提出する予定となっております。

取りまとめ事項が3つございまして、お手元に資料を配付いたしました。それぞれについて事務局案を作成いたしました。テーマは3つですが、それぞれ農業委員会が実施すべき事項と市町村・県・国が実施すべき事項について行いますので、取りまとめ事項は合計6つとなります。各テーマと事務局案を読み上げさせていただきますので、お聞きいただいて、加筆修正の必要があれば後ほどご意見をいただけたらと思います。

1つ目は、農地の有効利用の推進のための支援についてです。こちらは農地の有効利用、遊休農地の解消・活用、優良農地の確保等を推進するために必要な施策についての意見です。

それでは、読み上げます。

農業委員会関係。病気や高齢等を理由に耕作や保全管理をすることが困難な農地所有者のために、農地の管理受委託等に関する支援制度の新設を求めたい。

行政関係。現在、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき実施される利用権設定等促進事業により利用権設定を行う場合、その対象は農業振興地域や市街化調整区域に限られているが、その対象を市街化区域まで拡大するよう求めたい。

以上です。

それから、2つ目になりますが、担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援についてです。こちらは経営の多角化、雇用の推進、新規就農や企業の農業参入に対する支援などの強化や、生産コスト削減、販路拡大などを推進するために必要な施策についての意見です。

それでは、読み上げます。

農業委員会関係。後継者がいない農業者の農業経営（農地、機械、販路等）を、所有権の移転を伴わずに他の担い手に継承するために必要なルールづくりや支援を求める。

行政関係。年々農地は減り、都市部における農業を継続していくことはますます厳しい状況に陥っている。技術指導や経営相談等含めて、担い手育成のための包括的な環境整備及び具体的な制度支援を求めたい。

以上です。

それから、最後3つ目になりますが、その他農業振興のための支援についてです。こちらは中山間地域、都市地域など各地域における農地利用最適化を進める上で、課題を解決するための政策についての意見です。

それでは、読み上げます。

農業委員会関係。農業委員が地域の農業振興のために実施する市民の農業体験、学校教育での農業体験、農福連携事業の取組に対する交付金措置を求める。

それから、行政関係。都市農業振興基本法の趣旨に基づき、都市地域での営農を支援するため、市民が収穫体験ができるような観光農園事業等の開始、拡充に対する支援を求めたい。

以上、3つのテーマについて事務局案を読み上げましたが、加筆や修正の必要があればご意見を出していただき、ご協議をいただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 意見書の提出ですが、今、事務局から読んでもらいましたけれども、案ということで、もっとうしたほうがいいとか、そういうのがございましたらお願いします。

あとは出てこないでしょうか。

6月6日までですか。

○事務局（高橋） はい。こちらについては6月6日が報告期限になります。

○柴崎議長 6月5日ぐらいまでですね、もし何かここに書くなら。

○事務局（高橋） そうですね、6日が月曜日になりますので、その前の週の金曜日ぐらいまでには提出の準備をしたいと思います。

○柴崎議長 では、何か変更したい点がございましたら、6月3日までに事務局に連絡お願いいたします。

---

### ③平成29年度農林関係税制改正に関する要望について

○柴崎議長 続きまして、3番、平成29年度農林関係税制改正に関する要望について、事務局

より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項3の平成29年度農林関係税制改正に関する要望について説明いたします。

こちら先ほどのクリップどめをしているA4の用紙に添付させていただいておりますので、ご確認ください。

こちら埼玉県農業会議より依頼のあったものになりますが、平成29年度の税制改正について、各農業委員会から挙げられた要望を農業会議で取りまとめ、9月実施予定の全国農業会議会長会議で要望事項を決定の上、毎年秋に実施されている自民党税制調査会で要望を実施する予定となっております。

大きく分けて2点ほど要望を取りまとめることになっております。

1点目が、平成29年度農林関係税制改正に関する要望、2点目が、都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設となっておりますが、1点目につきましては、和光市において直接的な影響や関連性の強い項目がないため、2点目についてのみ要望を出したいと考えております。

こちらお手元に資料を配付させていただいておりますので、先ほど同様、事務局案を読み上げさせていただき、お聞きいただき、加筆修正の必要があればご意見をいただけたらと思います。

それでは、都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設について、事務局案を読み上げます。

市街化区域内農地の固定資産税は、宅地並み課税が基本となっている。それゆえ、高齢や病気、後継者不足等の理由により農地転用するケースが増え、市街化区域内農地は毎年減少している。これまで市街化区域内農地は宅地化すべきとされてきたが、近年、都市農業のあり方が重要視されてきている。都市農地の減少を抑制し、都市農業の役割を果たすため、農地転用は必要最小限に食いとめられるよう、市街化区域内農地の保有に係る税率計算に関し、評価額の3分の1から6分の1に軽減すべきと考える。

以上、要望事項について事務局案を読み上げましたが、加筆修正の必要があればご意見をいただき、ご協議をお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ご意見をお願いします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 この件については、特例措置の創設として、生産緑地以外の農地も要するに固定資産税を軽減してもらいたい点と、生産緑地についても農地の利用権設定ができるようにしていただきたい点があります。それから相続税の税優遇制度については、生産緑地以外でも適用できる形のほうが良いと思います。固定資産税については、課税標準を3分の1から6分の1に変えていただけるよう要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

皆さん、どうぞ意見をお願いします。

吉田委員。

○吉田委員 固定資産税が下がっても、多分転用する量は余り変わらないのかなというふうに思いますが、ただ、農地を保有していくうえでは固定資産税は、できたら軽減したほうが良いと思います。ただ、軽減策については、何か縛りがないような形が望ましいと思いますので、概ね良いと思います。

○柴崎議長 本日の総会中にはなかなか意見出てこないでしょうから、何かありましたら、後日事務局へ連絡ください。これはいつまでですか。

○事務局（高橋） こちらは、5月27日というのが、農業会議への報告期限で、用紙に記載の6月20日というのが、農業会議から全国農業会議所に提出する期限となっておりますので、明後日までをお願いします。

○柴崎議長 では、明後日までをお願いします。

○富澤委員 今、会長が言ったような内容は盛り込んだらいいと思う。

○柴崎議長 固定資産税の件ですね。

○富澤委員 あと、やっぱり相続税のことについては触れておいたほうが良いんじゃないでしょうか。

○柴崎議長 そうですね、農業を続けるためには、生産緑地の貸借に伴う相続税納税猶予の特例措置や、生産緑地以外の固定資産・都市計画税および相続税の大幅な負担軽減措置等を要望しましょう。

それよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、それをお願いします。

---

#### ④利用状況調査の実施体制等について

○柴崎議長 その次、4番、利用状況調査の実施体制等についてをお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項4の利用状況調査の実施体制等について説明いたします。

こちらにつきましても、先ほどのクリップどめしてあります用紙の一番最後のところに案を添付させていただいておりますので、ご確認ください。

こちらの利用状況調査は、農地法第30条第1項の「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」という規定に基づいて実施するものです。

和光市農業委員会では、これまで年2回調査を実施してきましたが、6月に実施する調査の実施体制についてご協議をいただきたいと思っております。

調査方法としましては、昨年同様に、市内を白子・南・新倉エリア、下新倉・調整区域エリアの2グループに分けて、各エリアの集落に属する委員の方を中心に調査を実施したいと考えております。

続いて、実施体制ですが、お手元に事務局案を配付いたしましたので、ご確認いただけたらと思っておりますが、白子・南・新倉エリアは、柴崎会長、加山委員、富澤委員、齋藤委員、萩原委員、山田委員という体制で、下新倉・調整区域エリアは、石田代理、加藤委員、吉田委員、田中委員、畑中委員という体制で実施をしたいと考えております。

調査に当たりましては、事務局でこれまでの調査結果を踏まえた事前調査をこの利用状況調査の前に行いまして、担当委員の方にご協力いただく本調査につきましては、6月6日の月曜日から6月10日金曜日の週に実施をしたいと考えております。ただ、6月10日の午前に車を確保できませんでしたので、それ以外でお願いできたらと考えております。

上記日程について調査日をご協議いただけたらと思っております。よろしくご願ひいたします。

以上です。

○柴崎議長 利用状況調査ですが、まず分担は、この事務局案でよろしいでしょうか。あと、日程ですが、6月6日から10日ということですがけれども、日にちを決めさせてもらってよろしいですか。

全員というのは無理かもしれませんので、できるだけ集まれる日にしましょう。吉田委員は無理でしょうか、議会が開催されてますので。

○吉田委員 6日、7日は大丈夫です。

○柴崎議長 大丈夫ですか。どうしましょう。

○田中委員 6日、7日どちらかにしよう。

○加藤委員 7日以外だったら大丈夫です。

- 吉田委員 では、6日ですね。
- 柴崎議長 では6日の午前か、午後かどちらがいいですか。
- 田中委員 どちらでもいいですが、午前10時にしましょうか。
- 柴崎議長 では、下新倉と調整エリア班は6日の10時集合にします。
- 富澤委員 白子・南・新倉エリア班はどうする。
- 柴崎議長 白子・南・新倉エリア班はどうしましょうか。
- 富澤委員 日にちは7日がいいですね。
- 柴崎議長 7日の午前中でいいですか。
- 富澤委員 10時がいいですね。
- 柴崎議長 白子方面は6月7日、10時で大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

- 柴崎議長 では、まとめます。白子・南地区・新倉エリアが6月7日10時で市役所集合、下新倉・調整エリアが6月6日の10時で市役所集合でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 柴崎議長 下新倉・調整だったら、向こうのアグリパークのほうがいいですよ。
- 田中委員 アグリパークのほうがいいか。
- 柴崎議長 下新倉、調整班は、アグリパークに集合とします。
- 加藤委員 私は、9時40分市役所に集合でよろしいでしょうか。
- 事務局(高橋) では、加藤委員については、6日の9時40分に、市役所通用口に集合していただくということをお願いいたします。
- 柴崎議長 利用状況調査については以上といたします。

---

#### ⑤その他

- 柴崎議長 協議事項、その他、事務局お願いします。
- 事務局(高橋) 協議事項5のその他としまして、農業委員会の改選についてです。

12月の定数条例改正案の上程に向けて、これまでの経緯を踏まえてお話し合いをしていたらと思います。

なお、ご参考までに、お手元に農家戸数の集計表を記載した資料をご用意しておりますので、そちらをご参照いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 すみません。農業委員の定数の話ですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

農家戸数の集計表ということで事務局につくってもらいまして、和光市内の農家の数と認定農業者の数を出してもらいました。市内の合計は197です。そして、地区割りなんですけど、番号1から8までで、現状の地区割りでやっております。

石田委員。

○石田委員 今、農家戸数をお聞きしましたが、定数についてもお聞きしたいと思いますが。

○柴崎議長 まず、定数ですが、今現状11名です。11という数字はちょっとキープしていきたいと思っています。そのうちで、地域推薦が現状8名と、その他の推薦が3名という形になります。地域数は、優先したほうがいいと思いますので、現状どおり8名でいければと思います。人数が少ないところもあるんですけど、この辺事務局と代理と一緒に話をしたところ、後継者がいる農家が、和光市には結構いるのではないかとということで、人数はそのままキープでいいんじゃないかと思っております。

これを機会に農業委員自体、認定農業者の方に入ってもらって、なおかつ若手の農業者にも参加していただき、国が示す方向性と同じような形にしていければと思っています。

それから、あと残り3名ですが、1名は利害関係のない者ということで、公募なんかでそれは絶対農業委員会の設置の必須条項になっていますので、それは守らなくてはならないので、あと2名推薦ですけれども、そちらも今現状、議会と農協と、あと共済ということで推薦いただいているんですけど、その辺それ以外にも推薦というのは実際出てくる可能性もあるわけで、その人数を超えたりした場合、選定委員会を設けて選定します。選定委員会というのは市の事務局ですとか、その辺は人選というのは一応規定があるんですけども、その辺から選んでいくような形になると思います。

詳細の人数割りとかそういうのは来年の3月、4月ぐらいですけれども、人数は定数条例ということで議会に上程しなくてはならないので、それは12月に行うということなので、10月までに決めなくてはならないということになります。その定数条例に関しまして、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○石田委員 大丈夫です。

○富澤委員 ただ、定数はそれでいいと思うけれども、要するにじゃ、3のところを、確かに公募というのはこれ必須になっちゃうでしょう。あと枠は2つしかない。すると、その中で、第3者で利害関係の無い人というのがこれもまた1つの枠になりますよね。

○柴崎議長 だから、公募が要するに第3者で利害関係の無い人になります。

○富澤委員 もう一つあるのは女性を加入するという問題です。

○柴崎議長 そう、それもあります。

最初から女性を指名できればいいんですが、地域から選ぶので、その辺が難しいんですよ。

○富澤委員 いや、実は今、JAで選出の改革をやらざるを得なくなって、結果的に人数は現状のままで、今度青年部というか、それを入れなきゃいけないわけです。

○柴崎議長 理事にですか。

○富澤委員 はい。もう今、女性が入っているけれども、女性ときにはプラスしてオーケーもらったんだけど、今度も、青年部を入れるのには、もう一回枠を増やそうという案もあったんだけど、増やすとなると、今度は農協で使われている状況が厳しいものだから、人数を増やすということはやっぱりやめようというのが結論になっています。ですから、現状の地域推薦の8人という枠の中から、協議して女性を入れるとかというような考え方を持っていたほうがいいのかと思うんです。

○柴崎議長 石田委員いかがですか。

○石田委員 会長と相談させていただいたんですけども、やっぱり今度の形は認定農業者が半分ほどとか、若い人とか、女性が入ってもらおうとかという、何か幾つか条件があるようなので、それを鑑みて現状でいったこの振り割りでやると、この中から場合によると女性の方とか、できるだけ認定農業者を出してもらおうとか、若い方を出してもらおうとかという、何かそんな条件をつけて今度は推薦なり何なりをしてもらおうという形にならざるを得なくなっていくのかなと思っているので、今度は選出してもらう前にそういう条件をしっかりとご相談させてもらって、そういうふうにしていかないと、条件に合った方々が出てきてもらえなくなってしまうのかなと思っています。この辺も含めて皆さんと相談させてもらわないと、また今度支部長とも協議しないといけないのかなと思っていますので、まず農業委員の皆様からアイデアとか意見とかあったらぜひ言ってもらいたいなとは思っています。

○富澤委員 そうしないと、女性や若い人の登用が難しいと思います。

○石田委員 この間、北足立農業委員会連絡協議会総会に行ったときに、現状ということで何市か言っていたんですが、女性が入っていない状態で選定されてしまったということで、何か心苦しい感じでしたので、女性が入ってなくても成立はするとは思いますが、入れるようならぜひ女性が農業委員になることが望ましいと思います。また、認定農業者も含めて選んでもらうというの必要だなと思っています。

○柴崎議長 畑中委員、どうですか。

○畑中委員 私は、この中では一番年下のほうなんですけれども、やはり今回初めて農業委員に選任されて、会議に出させていただいたんですけれども、やはり出てくる案件は、土地の所有とか利用法とかとあって、なかなか若い後継者、私より下の方って、当然、両親がいて、その中での農業経営ということで、地方の農業がいっぱいやっている、規模拡大とかという、そういう農業が盛んなところじゃない、こういう和光市の1つの特徴があると思うんですよ。その中で若い人がこういう場に出てきて、現実問題そういう向上意識があって、生産拡大という向上するものを持っていても、なかなか現実問題、税金面とかそういうことはまだわかりづらい部分で、こういう会議に出席して、なかなか意見を言うのも難しいですし、できたらこういうベテランの方が出てきて、議員さんとかJAの方が出てきて、そういう客観的な土地の利用について述べたほうがいいのかという部分はあります。

私なんかまだ勉強不足で、こういう法令も全然勉強不足で、質疑応答ができない部分もあるんですけれども、やはりこういう和光市という特別な、4市の中でも一番東京に近いというのがありますし、また、そういう今これから農政で都市近郊農業の農地を守れというレベルでは、そういう後継者の意見も聞くのも大切だと思うんですけれども、やっぱり土地の貸し借りとかそういう問題になってきたときには、やはり年配者とかベテランの意見を聞いて議事運営をしていったほうがいいのかというのが率直な意見です。

○石田委員 畑中委員、いいですか。

今、選出が富貴揚、浅久保、二軒新田からの選出という、ちょっと結構広い範囲の中からの選出なんです。その辺はどう見えていますか。

○畑中委員 今回3地区のほうで推薦されて私が出ているんですけれども、正直その中でも一番私が年下ですし、本当でしたら私以外の方が、こういう会議に出席するところだと思っていたので、私が受けたときに、ちょっと勉強不足で3地区の代表として申し訳ないなという部分があったんですけれども、ただ、先ほどのちょっとリンクする部分もあるんですけれども、やはりこういう会議に出席させていただいて、自分なりに少し勉強させてもらって、現状のそういう農地法とか、そういう4条、5条についても理解が不十分であった部分が、こうやって会議の中で勉強しなくちゃいけないというのがありますし、そういう部分では、すごい農業委員会に出させていただいて勉強にはなりました。

ただ、もう少し私よりも若い30代とか、ましてや、うちもそうなんですけれども、父親がかなり高齢になってきている部分と、やはりまだお父さん、お母さんが後継者でいる方は若いですから、そこで一代下が出てきて恐らく何もわからないで時間を過ごすようでしたら、

ある程度若い人という、女性にしても、ある程度の実践じゃないですが、年配のほうの経験を積んだ方が出てきたほうが、自分の意見も言えますし、こういう農業委員の活動についても理解はできるのかなとは思いますが。

○石田委員 もう一点。ちょっとまた聞いて申し訳ないんだけど、認定農業者ということである程度数が入ってほしいということなんですけど、認定農業者って農家すごく一生懸命やっている方がとっているあれなので、ほかの市でも認定農業者数を半数入れるということをお願いしたところ、認定農業者の方は非常に仕事が忙しくて、そういう会議のところ余り時間をとってほしくないということで皆さんにお断りされて、説得するのに非常に苦労したと言われていました。和光市でもきっとそうだと思うんですが、畑中委員は認定農業者になっていると思いますので、仕事の負担具合とかはいかがですか。

○畑中委員 当然3地区の代表ということで、仕事よりももう農業委員会の会議を重視して出るようにはしています。ただ、認定農業者云々というよりも、やはり4市、特に和光市というのは、埼玉県でも特別な農業地帯だと思っています。だから、そういう特別なところで意見を述べさせていただくのも重要ですし、やっぱり魅力ある農業ということに関したときに、ある高校の生徒さんを受け入れているわけなんですけれども、そういうときでも、都市近郊の農業の魅力は何かというところを説明させてもらうときに、やはり消費者に近い、また、野菜でいえば鮮度とかいろいろ花卉でいえばそういうとったものがすぐ消費者に行くという、地方ではない利点を生かせる農業であるという説明をしています。また、この和光市は特別な地区だということ認識して、農業委員さんも認定農業者として認定していったらいいのかなとは思いますが。

ただ、認定農業者だから農業委員会に出るのが大変だとか、そういうのは思ったことないですし、それはあくまでも自営業という自分で決められる職業なので、それは、時間の都合とかというのは大丈夫だとは私は思います。

○石田委員 契約栽培なんかがあると、出荷日が決まっちゃったりすると、結構忙しいのかなと思います。ただ、農業委員会に入ってもらわないと困ると思うので、お願いしていきべきではないのかなとは思いますが。

○柴崎議長 次に何かありましたらお願いします。

吉田委員。

○吉田委員 今、人数が現状でいくといったんですけれども、この農業委員の人数はかなり前に減らしてきた経緯があります。今回、農業委員会法が変わって、枠を増やさなければいけ

ないので、プラスにして出せばいいんじゃないんですか。

前回、私も自分の意見で、議員枠は別にあれかなという話をしたんですけれども、議員枠というのは、やっぱり農業委員会のほうから議会事務局に話をさせていただいて、議員全員でどうするというような話をしなければ回答できないので、その辺はうまく調整をしていただければと思うんですけれども、中にはちゃんといないと、やっぱりいろんな委員会のこともあるのでだめだという方もいるので、その辺はちょっと私の判断じゃできないかなというのがあり、そういうふうに枠が増えたということですから、3人枠増やして出せばいいのかなという。各地域で、うちは今度女性になっちゃったから、認定農業者になっちゃったから、順番が決まっている人たちを省いてはできないと思うので。

○柴崎議長 そのこのところが一番難しいところなんです。

○吉田委員 だから、これは一回プラスで持って行って、その後もう一回話をさせていただければいいんじゃないですか。

○柴崎議長 確かに1人増えればうまく回るので、検討してきたいと思います。今回は、農業委員の定数の出し方について協議していただいたので、枠組みについては、別途協議したいと思いますので、よろしくお願いします。

では、申し訳ないですけれども次に移りたいと思います。非常に貴重な意見ありがとうございました。

---

## ◎諸報告

### ①会長専決

○柴崎議長 次、諸報告をお願いします。

○事務局（高橋） 諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決については、4条の届出が1件、5条の届出が11件となっております。

ただいま写真をお返ししておりますので、ご確認お願いいたします。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 写真回りましたか。

会長専決につきまして、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 では、会長専決については以上といたします。

---

②その他

○柴崎議長 諸報告、その他。

○事務局（高橋） ございません。

---

◎閉会

○柴崎議長 長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

次回、6月の農業委員会総会並びに6月の利用状況調査のご協力よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前11時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年8月15日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加山 和義

署名委員 田中 明